

仲裁法

目次

第一章 総則（第一条—第十二条）	第二章 仲裁合意（第十三条—第十五条）	第三章 仲裁人（第十六条—第二十二条）	第四章 仲裁廷の特別の権限（第二十三条—第二十四条）
第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続における仲裁（第二十五条—第三十五条）	第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了（第三十一条—第三十三条）	第七章 仲裁判断の取消し（第四十四条）	第八章 仲裁判断の承認及び執行決定等（第四十五条—第四十九条）
第九章 雜則（第五十条—第五十二条）	第十章 討則（第五十三条—第五十八条）	附則	
		第一章 総則	
		（趣旨）	

第一条 仲裁地が日本国内にある仲裁合意とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解决を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断（以下「仲裁判断」といいう。）に服する旨の合意をいう。	第二条 この法律において「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解决を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断（以下「仲裁判断」といいう。）に服する旨の合意をいう。	第三条 この法律において「主張書面」とは、仲裁手続において当事者が作成して仲裁廷に提出する書面であつて、当該当事者の主張が記載されているものをいう。	第四条 仲裁地が日本国内における仲裁合意（適用範囲）
第五条 仲裁手続における仲裁（仲裁の関与）	第六条 仲裁手続に関する裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第七条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第八条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）
第九条 仲裁手続の区域（裁判所の管轄区域）	第十条 仲裁手続の区域（裁判所の管轄区域）	第十一条 仲裁手続の区域（裁判所の管轄区域）	第十二条 仲裁手続における通知（書面による通知）
第十三条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十四条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十五条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十六条 仲裁手続における通知（書面による通知）

第一条 仲裁地が日本国内にある仲裁合意（適用範囲）	第二条 仲裁地が日本国外における仲裁（仲裁の関与）	第三条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第四条 仲裁手続の区域（裁判所の管轄区域）
第五条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第六条 仲裁手続の区域（裁判所の管轄区域）	第七条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第八条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）
第七条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第八条 仲裁手続の区域（裁判所の管轄区域）	第九条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第十条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）
第十一条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十二条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十三条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十四条 仲裁手続における通知（書面による通知）
第十四条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十五条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十六条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十七条 仲裁手続における通知（書面による通知）

第一条 仲裁地が日本国内となる可能性があり、かつ、申立人又は被申立人の普通裁判所（最後の住所にあり定まるものを除く。）の所在地が日本国内においては、当該各号に掲げる区分に応じ、当該号に定める規定を適用する。	第二条 仲裁地が日本国外における仲裁（仲裁の関与）	第三条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第四条 仲裁手続に係る事件は、裁判所は、この法律に規定する場合に限り、その権限を行使することができる。
第五条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第六条 仲裁手続の区域（裁判所の管轄区域）	第七条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第八条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）
第七条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第八条 仲裁手続の区域（裁判所の管轄区域）	第九条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第十条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）
第十一条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十二条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十三条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十四条 仲裁手続における通知（書面による通知）
第十四条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十五条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十六条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十七条 仲裁手続における通知（書面による通知）

第一条 仲裁地が日本国内となる可能性があり、かつ、申立人又は被申立人の普通裁判所（最後の住所にあり定まるものを除く。）の所在地が日本国内においては、当該各号に掲げる区分に応じ、当該号に定める規定を適用する。	第二条 仲裁地が日本国外における仲裁（仲裁の関与）	第三条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第四条 仲裁手続に係る事件は、裁判所は、この法律に規定する場合に限り、その権限を行使することができる。
第五条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第六条 仲裁手続の区域（裁判所の管轄区域）	第七条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第八条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）
第七条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第八条 仲裁手続の区域（裁判所の管轄区域）	第九条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）	第十条 仲裁手続における裁判所の管轄（裁判所の管轄）
第十一条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十二条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十三条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十四条 仲裁手続における通知（書面による通知）
第十四条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十五条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十六条 仲裁手続における通知（書面による通知）	第十七条 仲裁手続における通知（書面による通知）

書面によつてされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載された文書が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなす。

4 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六項において同じ。）によつてされたときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなす。

5 仲裁手続において、一方の当事者が提出した主張書面に仲裁合意の内容の記載があり、これに対して他方の当事者が提出した主張書面にこれを争う旨の記載がないときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなす。

6 仲裁合意は、書面によつてされた契約において、仲裁合意を争う旨の記載が記録された文書又は電磁的記録が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなす。

7 仲裁合意を含む一の契約において、仲裁合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、仲裁合意は、当然には、その効力を妨げられない。（仲裁合意と本案訴訟）

第十四条 仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、受訴裁判所

は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 仲裁合意が無効、取消しその他の事由により効力を有しないとき。

二 仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき。

三 当該申立てが、本案について、被告が弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後になされたものであるとき。

4 仲裁判廷は、前項の訴えに係る訴訟が裁判所に係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができる。（仲裁合意と裁判所の保全処分）

第十五条 仲裁合意は、その当事者が、当該仲裁合意の対象となる民事上の紛争に関する事項に

手続の開始前又は進行中に、裁判所に対しても全処分の申立てをすること、及びその申立てを受けた裁判所が保全処分を命ずることを妨げない。

第三章 仲裁人

（仲裁人の数）

第十六条 仲裁人の数は、当事者が合意により定めるところによる。

2 当事者の数が二人である場合において、前項の合意がないときは、仲裁人の数は、三人とする。

3 当事者の数が三人以上である場合において、第一項の合意がないときは、当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人の数を定める。

（仲裁人の選任）

第十七条 仲裁人の選任手続は、当事者が合意により定めるところによる。ただし、第五項又は第六項に規定するものについては、この限りでない。

2 当当事者の数が二人であり、仲裁人の数が三人である場合において、前項の合意がないときは、当事者がそれぞれ一人の仲裁人を、当事者により選任された二人の仲裁人がその余の仲裁人を、選任する。この場合において、一方の当事者が仲裁人を選任した他方の当事者から仲裁人を選任する旨の催告を受けた日から三十日以内にその選任をしないときは、当該当事者の申立てにより、当事者により選任された二人の仲裁裁人がその選任後三十日以内にその余の仲裁人を選任しないときは、一方の当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人を選任する。

3 当当事者の数が二人であり、仲裁人の数が一人である場合において、第一項の合意がなく、か

つ、当事者間に仲裁人の選任についての合意が成立しないときは、一方の当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人を選任する。

4 第一項の合意がないときは、当事者の申立てによつて、該当事者の数が三人以上である場合において、第一項の合意がないことは、当事者の申立てによつて、該当事者の数が二人であり、仲裁人の数が一人である場合において、第一項の合意がなく、か

つ、当事者間に仲裁人の選任についての合意が成立しないときは、一方の当事者の申立てによ

り、裁判所が仲裁人を選任する。

5 第一項の合意により仲裁人の選任手続が定められた場合であつても、当該選任手続において

定められた行為がされないことその他の理由によつて当該選任手続による仲裁人の選任ができなくなつたときは、一方の当事者は、裁判所に對し、仲裁人の選任の申立てをすることができる。

6 裁判所は、第二項から前項までの規定による

仲裁判人の選任に当たつては、次に掲げる事項に

配慮しなければならない。

（仲裁判人の選任方法）

第十九条 仲裁判人の忌避の手続は、当事者が合意により定めるところによる。ただし、第四項に規定するものについては、この限りでない。

2 前項の合意がない場合において、仲裁人の忌避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁判廷が行う。

3 前項の申立てをしてようとする当事者は、仲裁廷が構成されたことを知つた日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知つた日のいずれか遅い日から十五日以内に、忌避の手続についての申立てをする。

4 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手続又は前条の規定による解任の手続の進行中に、仲裁人が辞任し、又は当事者の合意により仲裁人が解任されたという事実のみから、当該仲裁人にについて第十八条第一項各号又は前条各号に掲げる事由があるものと推定してはならない。

（後任の仲裁判人の選任方法）

第二十条 前条第一項各号に掲げる事由により

仲裁人の任務が終了した場合における後任の仲

裁人の選任の方法は、当事者間に別段の合意がない限り、任務が終了した仲裁判人の選任に適用された選任の方法による。

3 書面によつてされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載された文書が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなす。

4 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六項において同じ。）によつてされたときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなす。

5 仲裁手続において、一方の当事者が提出した主張書面に仲裁合意の内容の記載があり、これに対して他方の当事者が提出した主張書面にこれを争う旨の記載がないときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなす。

6 仲裁合意は、書面によつてされた契約において、仲裁合意を争う旨の記載が記録された文書又は電磁的記録が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとみなす。

7 仲裁判廷は、前項の忌避の申立てに係る事件がより選任された二人の仲裁人が選任すべき仲裁人を選任すべき場合にあつては、当事者双方の国籍と異なる国籍を有する者を選任することができる。（忌避の原因等）

三 仲裁判人の数を一人とする場合又は当事者双方の国籍と異なる国籍を有する者を選任することができる（適当かどうか）。

一 当当事者の合意により定められた仲裁人の要件を具備しないとき。

二 仲裁判人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。

3 仲裁判人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。

4 仲裁判人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。

5 仲裁判廷は、前項の忌避の申立てに係る事件がより選任された二人の仲裁人が選任すべき仲裁人を選任すべき場合にあつては、当事者双方の国籍と異なる国籍を有する者を選任することができる。

二 前項の場合を除くほか、仲裁判人がその任務の遂行を不當に遅滞させたとき。

三 当当事者の数が二人であり、仲裁人の数が一人である場合において、第一項の合意がなく、か

つ、当事者間に仲裁人の選任についての合意が成立しないときは、一方の当事者の申立てによ

り、裁判所が仲裁人を選任する。

四 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手続においてされた忌避を理由があるとする決定

5 前条の規定による仲裁判人の解任の決定

六 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手続又は前条の規定による解任の手続の進行中に、仲裁判人が辞任し、又は当事者の合意により仲裁判人が解任されたという事実のみから、当該仲裁判人にについて第十八条第一項各号又は前条各号に掲げる事由があるものと推定してはならない。

（後任の仲裁判人の選任方法）

第二十二条 前条第一項各号に掲げる事由により

仲裁判人の任務が終了した場合における後任の仲

裁人の選任の方法は、当事者間に別段の合意がない限り、任務が終了した仲裁判人の選任に適用された選任の方法による。

第四章 仲裁廷の特別の権限

(自己の仲裁権限の有無についての判断)
第二十三条 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に
関する主張についての判断その他自己の仲裁
権限(仲裁手続における審理及び仲裁判断を行
う権限をいう。以下この条において同じ。)の
有無についての判断を示すことができる。

2 仲裁手続において、仲裁廷が仲裁権限を有し
ない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手
続の進行中に生じた場合にはその後速や
かに、その他の場合にあっては本案においての
最初の主張書面の提出の時(口頭審理において
口頭で最初に本案についての主張をする時を含
む)までに、しなければならない。ただし、
仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正
当な理由があると仲裁廷が認めるときは、この
限りでない。

3 当事者は、仲裁人を選任し、又は仲裁人の選
任について推薦その他これに類する関与をした
場合であっても、前項の主張をすることができ
る。

4 仲裁廷は、適法な第二項の主張があつたとき
は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ當
該各号に定める決定又は仲裁判断により、當該
主張に対する判断を示さなければならない。

一 自己が仲裁権限を有する旨の判断を示す
場合 仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断
の終了決定

5 仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定において自
己が仲裁権限を有する旨の判断を示したとき
は、当事者は、當該決定の通知を受けた日から
三十日以内に、裁判所に対し、當該仲裁廷が仲
裁権限を有するかどうかについての判断を求め
る申立てをすることができる。この場合におい
て、當該申立てに係る事件が裁判所に係属する
場合であつても、當該仲裁廷は、仲裁手續を続
行し、かつ、仲裁判断をすることができる。

(暫定保全措置)

第二十四条 仲裁廷は、当事者間に別段の合意が
ない限り、仲裁判断があるまでの間、その一方
の申立てにより、他方の当事者に対し、次に掲
げる措置を講ずることを命ずることができる。
一 金銭の支払を目的とする債権について、強
制執行をすることができないくなるおそれがあ
るとき、又は強制執行をするのに著しい困難
を生ずるおそれがあるときに、當該金銭の支
付をするおそれがあるときに、當該金銭の支

払をするために必要な財産の処分その他の変
更を禁止すること。

二 財産上の給付(金銭の支払を除く。)を求
める権利について、當該権利を実行すること
ができるなくなるおそれがあるとき、又は當該
権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそ
れがあるときに、當該給付の目的である財產
の処分その他の変更を禁止すること。

三 紛争の対象となる物又は権利関係につい
て、申立てをした当事者に生ずる著しい損害
又は急迫の危険を避けるため、當該損害若し
くは當該危険の発生を防止し、若しくはその
防止に必要な措置をとり、又は変更が生じた
当該物若しくは権利関係について変更前の原
状の回復すること。

当該物若しくは権利関係について変更前の原
状の回復すること。

四 仲裁手続における審理を妨げる行為を禁止
すること(次号に掲げるものを除く。)。

五 仲裁手続の審理のために必要な証拠につい
て、その廃棄、消去又は改変その他の行為を
禁止すること。

前項の申立て(同項第五号に係るものを除く。)
をするときは、保全すべき権利又は権利
関係及びその申立ての原因となる事実を疎明し
なければならない。

仲裁判廷は、第一項各号に掲げる措置を講ずる
ことを命ずる命令(以下「暫定保全措置命令」
という。)を發するに際し、必要があると認め
るときは、相當な担保を提供すべきことを命ず
ることができる。

二 自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示す
場合 仲裁手續の終了決定

5 仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定において自
己が仲裁権限を有する旨の判断を示したとき
は、当事者は、當該決定の通知を受けた日から
三十日以内に、裁判所に対し、當該仲裁廷が仲
裁権限を有するかどうかについての判断を求め
る申立てをすることができる。この場合におい
て、當該申立てに係る事件が裁判所に係属する
場合であつても、當該仲裁廷は、仲裁手續を続
行し、かつ、仲裁判断をすることができる。

(暫定保全措置)

る命令に従わないときは、第四項の規定の適用
については、同項の事情の変更があつたものと
みなす。

八 仲裁廷は、第四項又は第五項の規定により暫
定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその
効力を停止した場合において、申立人の責めに
帰すべき事由により暫定保全措置命令を発した
と認めるときは、暫定保全措置命令を受けた者
の申立てにより、當該申立人に対し、これによ
り當該暫定保全措置命令を受けた者が受けた損
害の賠償を命ずることができる。ただし、当事者
者間に別段の合意がある場合は、この限りでな
い。

九 前項の規定による命令は、仲裁判断としての
効力を有する。

十 第三十九条の規定は第八項の規定による命令
について、同条第一項及び第三項の規定は暫定
保全措置命令その他のこの条の規定による命令
(第八項の規定による命令を除く。)又は決定に
ついて、それぞれ準用する。

**第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続にお
ける審理**

(当事者の平等待遇)

第二十五条 仲裁手続においては、当事者は、平
等に取り扱われなければならない。

仲裁判廷においては、当事者は、事案につい
て説明する十分な機会が与えられなければならない

(仲裁手続の準則)

第二十六条 仲裁廷が従うべき仲裁手続の準則
は、当事者が合意により定めるところによる。

ただし、この法律の公の秩序に関する規定に反
してはならない。

前項の合意がないときは、仲裁廷は、この法
律の規定に反しない限り、適當と認める方法に
よつて仲裁手續を実施することができる。

前項の規定によるほか、仲裁廷は、特別の事
情があると認めるときは、当事者にあらかじめ
通知した上で、職權で、暫定保全措置命令を取
り消し、変更し、又はその効力を停止すること
ができる。

限まで)異議を述べないときは、当事者間に
別段の合意がない限り、異議を述べる権利を放
棄したものとみなす。

第二十八条 仲裁地は、当事者が合意により定め
るところによる。

2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、当事者
の利便その他紛争に関する事情を考慮して、
仲裁地を定める。

3 仲裁判廷は、当事者間に別段の合意がない限
り、前二項の規定による仲裁地にかかわらず、
適当と認めるいかなる場所においても、次に掲
げる手続を行うことができる。

一 合議体である仲裁廷の評議

二 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取

三 物又は文書の見分

(仲裁手続の開始並びに時効の完成猶予及び
更新)

四 仲裁判廷は、当事者間に別段の合意がない
限り、特定の民事上の紛争について、一方の当事
者が他方の当事者に対し、これを仲裁手
続に付する旨の通知をした日に開始する。

仲裁判廷における請求は、時効の完成猶予及
び更新の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手續
が仲裁判断によらずに終了したときは、この限
りでない。

(言語)

第三十条 仲裁手続において使用する言語及び
その言語を使用して行うべき手続は、当事者が合
意により定めるところによる。

2 前項の合意がないときは、仲裁判廷が、仲裁手
続において使用する言語及びその言語を使用し
て行うべき手続を定める。

3 第一項の合意又は前項の決定において、定め
られた言語を使用して行うべき手続についての
定めがないときは、その言語を使用して行うべき
手続は、次に掲げるものとする。

一 口頭による手続

二 当事者が行う書面による陳述又は通知
する権限が含まれる。

(異議権の放棄)

第二十七条 仲裁手続においては、当事者は、こ
の法律の規定又は当事者間の合意により定めら
れた仲裁手続の準則(いずれも公の秩序に関し
ないものに限る。)が遵守されていないことを
知りながら、遅滞なく(異議を述べるべき期限
についての定めがある場合にあっては、当該期
限における場合にあっては、当該期

限まで)異議を述べないときは、当事者間に
別段の合意がない限り、異議を述べる権利を放
棄したものとみなす。

2 仲裁判廷は、すべての証拠書類について、第一
項の合意又は第二項の決定により定められた言
語(翻訳文について使用すべき言語の定めがあ
る場合にあっては、当該言語)による翻訳文を
添付することを命ずることができる。

3 仲裁判廷が行う書面による決定(仲裁判断を
含む)又は通

(当事者の陳述の時期的制限)
第三十一条 仲裁申立人(仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者をいふ。以下同じ)は、仲裁廷が定めた期間内に、申立ての趣旨、申立ての根拠となる事実及び紛争の要点を陳述しなければならない。この場合において、仲裁申立人は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。

2 仲裁申立人(仲裁申立人以外の仲裁手続の当事者をいう。以下同じ)は、仲裁廷が定めた期間内に、前項の規定により陳述された事項についての自己の主張を陳述しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

3 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(審理の方法)

第三十二条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の当事者が第三十四条第三項の求めその他の口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。

2 前項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

3 仲裁廷は、意見の聴取又は物若しくは文書の見分を行うために口頭審理を行うときは、当該口頭審理の期日までに相当な期間をおいて、当事者に対し、当該口頭審理の日時及び場所を通知しなければならない。

4 当事者は、主張書面、証拠書類その他の記録を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるようにする措置を執らなければならぬ。

5 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の内容を、すべての当事者が知ることができるようにする措置を執らなければならない。

(不熱心な当事者がいる場合の取扱い)
第三十三条 仲裁廷は、仲裁申立人が第三十一条第一項の規定に違反したときは、仲裁手続の終

了決定をしなければならない。ただし、違反したことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 仲裁廷は、仲裁被申立人が第三十一条第二項の規定に違反した場合であっても、仲裁被申立人が仲裁申立人の主張を認めたものとして取り扱うことなく、仲裁手続を続行しなければならない。

3 仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の期日に出頭せず、又は証拠書類を提出しないときは、その時までに収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。ただし、当該当事者が口頭審理に出頭せず、又は証拠書類を提出しないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(仲裁廷による鑑定人の選任等)

第三十四条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果の報告をさせることが可能である。

2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。

一 鑑定に必要な情報を受けたときに、報告をすること。

二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができる。

三 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は仲裁廷が見分をすることができる。

四 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所

1 第一項の申立てについての決定に對しては、即時抗告をすることができる。

2 第一項の申立てにより裁判所が当該証拠調べを実施するに当たり、仲裁人は、文書を閲読し、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人(民事訴訟法第二百十一条に規定する鑑定人をいう)に対して質問をすることができる。

3 裁判所書記官は、第一項の申立てにより裁判所が実施する証拠調べについて、調書を作成しなければならない。

(第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了)

第三十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証(当事者が文書を提出してするものを除く)及び検証(当事者が検証の目的を提示してするも

のを除く)であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に對し、その実施を求める申立てをすることができる。ただし、当事者間に別段の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

1 第五条第一項第二号に掲げる裁判所二 尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者若しくは居所又は検証の目的の所在地を管轄する地方裁判所(前二号に掲げる裁判所がない場合に限る)。

2 合議体である仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数で決する。

3 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、当事者双方の合意又は他のすべての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決ることができる。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(合議体である仲裁廷の議事)

第三十七条 合議体である仲裁廷は、仲裁人の互選により、仲裁廷の長である仲裁人を選任しなければならない。

2 合議体である仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数で決する。

3 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、当事者双方の合意又は他のすべての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決ることができる。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(和解)

第三十八条 仲裁廷は、仲裁手続の進行中において、仲裁手続に付された民事上の紛争について当事者間に和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときは、当該和解における合意を内容とする決定をすることができる。

2 前項の決定は、仲裁判断としての効力を有する場合には、適用しない。

3 第一項の決定をするには、次条第一項及び第三項の規定に従つて決定書を作成し、かつ、これに仲裁判断であることを表示をしなければならない。

4 当事者双方の承諾がある場合には、仲裁廷又はその選任した一人若しくは二人以上の仲裁人は、仲裁手続に付された民事上の紛争について、和解を試みることができる。

5 前項の承諾又はその撤回は、当事者間に別段の合意がない限り、書面でしなければならない。

(仲裁判断書)

第三十九条 仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断をした仲裁人が署名しなければならない。ただし、仲裁廷が合議体である場合には、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数が署名し、かつ、他の仲裁人の署名がないことを理由を記載すれば足りる。

2 仲裁判断書には、理由を記載しなければならない。ただし、当事者間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

3	仲裁判断書には、作成の年月日及び仲裁地を記載しなければならない。
4	仲裁判断は、仲裁地においてされたもののみ
5	仲裁判廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならない。
6	第一項ただし書の規定は、前項の仲裁判断書の写しについて準用する。 (仲裁手続の終了)
7	仲裁判手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があつたときに、終了する。

4	仲裁判廷は、第一項の申立ての日から三十日以内に、当該申立てについての決定をしなければならない。
5	仲裁判廷は、必要があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。
6	第三十九条の規定は、仲裁判断の訂正の決定及び第一項の申立てを却下する決定について準用する。 (仲裁判手続の解釈)
7	仲裁判廷による仲裁判断の解釈
8	当事者は、仲裁判廷に対し、仲裁判断の特定の部分の解釈を求める申立てをすることができる。

4	要とされる通知を受けなかったこと。申立人が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。
5	仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断をするものであること。
6	仲裁判廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令(その法令の公の秩序に関する規定)に違反するものであつたことは、当該合意に違反するものであつたこと。
7	仲裁判手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁判合意の対象とすることができる。
8	仲裁判手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁判合意の対象とすることができる。

4	間に合意があるときは、当該合意により必
5	要とされる通知を受けなかったこと。申立人が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。
6	仲裁判廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令(その法令の公の秩序に関する規定)に違反するものであつたことは、当該合意に違反するものであつたこと。
7	仲裁判手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁判合意の対象とすることができる。
8	仲裁判手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁判合意の対象とすることができる。

れ独立した仲裁判断とみなして、同項の規定を適用する。

(仲裁判断の執行決定)
第四十六条 仲裁判断に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定(仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。)を

求める申立てをすることができる。

前項の申立てをするときは、仲裁判断書の写し、当該写しの内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書(日本語で作成されたものを除く。以下この項において同じ。)の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、仲裁判断書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができる。

3 第一項の申立てを受けた裁判所は、前条第二項第七号に規定する裁判機関に対して仲裁判断の取消し又はその効力の停止を求める申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、第一項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、同項の申立てをした者の申立てにより、被申立人に対する、担保を立てるべきことを命ずることができ。

4 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 第五条第一項各号に掲げる裁判所
二 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

三 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所(仲裁

地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。)

5 第一項の申立てに係る事件についての第五条及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

6 第一項の申立ては、被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

7 第一項の申立てを却下する場合は、被申立人

8 第一項の申立てを却下する場合は、被申立人

9 第一項の申立てについての決定について準用する。

10 第一項の申立てについての決定について準用する。

があると認める場合(同項第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができる。

前条第三項の規定は、同条第二項第五号に掲げる事由がある場合における前項の規定の適用について準用する。

第四十四条第四項及び第七項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。

(暫定保全措置命令の執行等認可決定)

第四十七条 暫定保全措置命令(仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。)の申立てをした者は、当該暫定保全措置命令の執行等認可決定)

第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 第五条第一項各号に掲げる裁判所

二 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

三 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所(仲裁

地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。)

四 第一項の申立てに係る事件についての第五条及び第二項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

五 第一項の申立ては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。

六 仲裁廷が暫定保全措置命令の申立てをした場合に合意があるときは、当該合意に違反する手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、同項の申立てをした者の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

七 仲裁廷が暫定保全措置命令の申立てをした者に對して相当な担保を提供すべきことを命じた場合において、その者が当該命令に違反され、又はその効力を停止されたこと。

八 暫定保全措置命令が、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることはできない紛争に関するものである。

九 仲裁手続における申立てが、日本の法令に規定する裁判機関により、取り消され、変更される。

十 暫定保全措置命令の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

十一 暫定保全措置命令から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該暫定保全措置命令のその他部分をそれぞれ独立した暫定保全措置命令とみなして、同項の規定を適用する。

十二 暫定保全措置命令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき(第一号から第八号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができる。

十三 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

十四 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令)によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

十五 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁手続の選任手続又は仲裁手続(暫定保全措置命令に関する部分に限る。次号及び第六号において同じ。)において、仲裁地が属する国(仲裁地が属する国以外の国)の法令である場合にあつては、被申立人の意見を聴いて、暫定保全措置命令の命令の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができる。

十六 裁判所は、被申立人の普通裁判籍の所在地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。)

十七 第一項の申立てを受けた裁判所は、仲裁廷又は裁判機関(仲裁地が属する国)の法令(当該暫定保全措置命令に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあつては、被申立人の意見を聴いて、暫定保全措置命令の命令の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとする)に對して暫定保全措置命令に有する場合に限る。)に對して暫定保全措置命令の申立てをした者(第六項において「申立人」という。)の申立てにより、當該暫定保全措置命令の違反によつて害される

こととなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度を勘案して相当と認める一定の額の金銭の支払（被申立人が暫定保全措置命令に違反するおそれがあると認める場合にあっては、被申立人が当該暫定保全措置命令に違反したことを条件とする金銭の支払）を命ずることができる。

裁判所は、前項の規定にかかるわらず、同項の規定による金銭の支払命令（以下この条において「違反金支払命令」という。）を、執行等認可決定と同時にすることができる。この場合においては、違反金支払命令は、執行等認可決定が確定するまでは、確定しないものとする。

第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、執行等認可決定をした裁判所及び第四十七条第一項の申立て（同項第二号に係るものに限る。次項において同じ。）に係る事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

裁判所は、第二項前段の規定に基づき、違反金支払命令を執行等認可決定と同時にした場合において、執行等認可決定を取り消す裁判が確定したとき又は第四十七条第一項の申立てが取り下げられたときは、職権で、違反金支払命令を取り消さなければならない。

違反金支払命令は、確定しなければその効力を生じない。

違反金支払命令により命じられた金銭の支払があった場合において、暫定保全措置命令の違反により生じた損害の額が支払額を超えるときは、申立人は、その超える額について損害賠償の請求をすることを妨げられない。

違反金支払命令が発せられた後に、仲裁廷又は第四十七条第三項に規定する裁判機関により、暫定保全措置命令が取り消され、変更され、又はその効力を停止されたときは、違反金支払命令を発した裁判所は、被申立人の申立てにより、違反金支払命令を取り消すことができて、それぞれ準用する。

第九章 雜則

第五十条 仲裁人は、当事者が合意により定めるところにより、報酬を受けることができる。（仲裁人の報酬）

8 第四十七条第三項の規定は第一項の申立てについて、第四十四条第四項及び第七項の規定は第一項及び前項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

第十章 執則

第五十三条 仲裁人が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。（第三者供賄）

（取扱、受託取扱及び事前取扱）

第五十四条

仲裁人が、その職務に関し、請託を受け、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。（第三者供賄）

（国外犯）

第五十五条

仲裁人が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期拘禁刑に処する。（加重取扱及び事後取扱）

7 第四十七条第三項の規定は第一項の申立てについて、第四十四条第四項及び第七項の規定は第一項及び前項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。

第十章 執則

第五十五条 仲裁人は、当事者が合意により定めるところにより、報酬を受けることができる。（仲裁人の報酬）

（取扱、受託取扱及び事前取扱）

第五十六条

仲裁手続の費用の概算額として仲裁廷の定める金額について、相当の期間を定め、当事者に予納を命ずることができる。（仲裁費用の予納）

（仲裁費用の分担）

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（仲裁合意の方式に関する経過措置）

第二条

この法律の施行前に成立した仲裁合意の方式については、なお従前の例による。（消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に関する特例）

（消費者）

第三条

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第一項に規定する消費者をいう。以下この条において同じ。）と事業者との間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする仲裁合意（次条に規定する仲裁合意を除く。以下この条において「消費者仲裁合意」という。）であつて、この法律の施行後に締結されたものに関する限り、当事者は、当該消費者仲裁合意を解除したもののみなす。

2 前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁人の報酬を決定する。この場合において、当該報酬は、相当な額でなければならない。（仲裁費用の予納）

（仲裁費用の予納）

2 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁手続の費用の概算額として仲裁廷の定める金額について、相当の期間を定め、当事者に予納を命ずることができる。（仲裁費用の分担）

2 仲裁廷は、前項の規定により予納を命じた場合において、その予納がないときは、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁手続を中止し、又は終了することができる。（没収及び追徴）

3 第五十二条 当事者が仲裁手続に関して支出した費用は、各自が負担する。仲裁廷は、当事者間に合意があるときは、当該費用の当事者間における分担は、当事者が合意により定めるところによる。

2 前項の合意がないときは、当事者が仲裁手続に閑じ、仲裁手続を中止し、又は終了することができる。（没収及び追徴）

3 第五十三条 当事者が仲裁手続に閑じ、仲裁手続を中止し、又は終了する場合は、その要請若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。（国外犯）

3 仲裁人が、その職務中に請託を受けて職務上不正な行為をしたことと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。（国外犯）

3 仲裁人である者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたことと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。（国外犯）

3 仲裁人が、その職務中に請託を受けて職務上不正な行為をしたことと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。（国外犯）

3 仲裁人が、その職務中に請託を受けて職務上不正な行為をしたことと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。（国外犯）

3 仲裁人が、その職務中に請託を受けて職務上不正な行為をしたことと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。（国外犯）

3 仲裁人が、その職務中に請託を受けて職務上不正な行為をしたことと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑に処する。（国外犯）

